

## 規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第三号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「本則の表に掲げる主任、主事及び技師」を「に規定する技能職員（一種）及び技能職員（二種）」に、「に掲げる技能主任、業務主任、技能主事及び業務主事の職にあるものとする」を「及び埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）第十四条の表に掲げる技能職員をいう」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。